

令和2年9月14日（月曜日）

（会議第5日目）

応招議員

1 番	小 永 正 裕	2 番	矢 野 依 伸	3 番	山 本 久 夫
4 番	山 崎 正 男	5 番	浅 野 修 一	6 番	吉 尾 昌 樹
7 番	濱 村 美 香	8 番	矢 野 昭 三	9 番	宮 地 葉 子
10 番		11 番	宮 川 徳 光	12 番	池 内 弘 道
13 番	中 島 一 郎	14 番	小 松 孝 年		

不応招議員

澳 本 哲 也

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長職務代理者	松 田 春 喜	総 務 課 長	宮 川 茂 俊
情報防災課長	徳 廣 誠 司	企画調整室長	西 村 康 浩
健康福祉課長	佐 田 幸	住 民 課 長	川 村 一 秋
まちづくり課長	金 子 伸	農業振興課長	川 村 雅 志
地域住民課長	青 木 浩 明	産業推進室長	門 田 政 史
建設課長	森 田 貞 男	海洋森林課長	土 居 雄 人
教 育 長	畦 地 和 也	会 計 管 理 者	小 橋 智恵美
教 育 次 長	橋 田 麻 紀	教 育 次 長	藤 本 浩 之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小 橋 和 彦

書 記 山 崎 あゆみ

令和2年9月第11回黒潮町議会定例会

議 事 日 程 第 5 号

令和2年9月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第28号から第51号まで

(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第3 議員提出議案第4号及び第5号

日程第4 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議 事 の 経 過

令和2年9月14日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告を致します。

初めに、澳本哲也君から欠席の届け出が提出されましたので、ご報告します。

次に、浅野修一君から遅刻の届け出が提出されましたので、ご報告致します。

これで諸般の報告を終わります。

町長職務代理者から発言を求められております。

これを許します。

町長職務代理者。

町長職務代理者（副町長 松田春喜君）

おはようございます。

少しお時間を頂きまして、本町での9月11日朝から12日までの大雨警報への災害対応と、被害状況につきまして報告をさせていただきます。

気象庁の方は、レーダー解析によりまして、11日金曜日午前8時までの1時間に120ミリ以上の大雨が降ったとして、記録的短時間大雨情報を黒潮町に発表を致しました。

8時12分には大雨警報が発表され、第1配備体制を取り、10時30分には伊与木川が水防団待機水位を超過し、その後も断続的に雨は降り続きまして、13時45分には土砂災害警戒情報が発表され、第3配備と致しました。

この時点で、佐賀北部地域では土壌雨量指数が高くなりまして、土砂災害発生の可能性が極めて高くなっていたため、同地区に対し13時50分、避難勧告を発令し、避難所を開設致しました。

15時30分には、蜷川および七郷地区で土砂災害の恐れがあるため避難勧告を発令し、避難所を開設致しました。

16時15分には災害対策本部を設置し、その後、伊与木川上流で氾濫の危険が高まったため、流域の地区に対し避難指示を発令、16時50分には佐賀中心部に対しても避難勧告を発令し、避難所を開設致しました。

伊与木川では17時に最高水位まで達したものの、その後は水位が徐々に下がり始め、大規模な氾濫は避けることができました。

今回、避難指示発令地域は、6地区、327世帯、756人、避難勧告発令地域は23地区、1,485世帯、3,813人で、開設した12カ所の避難所へは38名の方が避難をされております。

この間、佐賀保育所では、伊与喜小学校前の町道が冠水し、一時、園児および職員が取り残されておりましたが、黒潮消防署、消防団によりまして全員救助することができました。

また、奥湊川では、町道奥湊川線の崩土により孤立状態となりましたが、12日お昼過ぎには、建設業者

の迅速な対応によりまして通行可能となり、孤立は解消をしております。

被害としましては、町道への崩土、倒木等 18 カ所、がけ崩れ 2 件となっており、農地への冠水による被害が確認はされておりますが、本日、県と JA による調査がされることとなっておりまして、今後明らかになってくるものと思われます。

被害の復旧につきましては、予備費、専決などの緊急対応を行いたいというふうに考えております。

黒潮町では、幸いにも人的被害や家屋等への大きな被害はございませんでした。

また、避難所の開設等におきましては、区長さんをはじめ地域の皆さまには大変お世話になりました。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

これで、町長職務代理者の発言を終わります。

日程第 1、一般質問を行います。

発言を許します。

質問者、中島一郎君。

質問事項の 2 の質問からお願いします。

13 番（中島一郎君）

おはようございます。

先週は、本当に中途であのような集中豪雨がありまして終わっておりましたけれども、まだ続けさせていただきます。

職員の皆さんにとりましては、土曜日曜、本当にこの集中豪雨の被害に出動していたと思います。お忙しい中でございますけれども、よろしく願いを致します。

私も議会終了後帰って、伊与木川へすぐ現地視察に行ったんですけども、もう近年にないほどの水かさが増しておりました。いつも思うことですが、本当に昔と比較してみますと、もう最大時間の風速の 50 メーター、60 メートル、台風のときの。そして、この集中豪雨等の最大時間雨量の 100 から 120 ミリ。これは本当に想定外じゃなしに、もう私たちが日々もう頭の中へはめておかなきゃいけない一つの大きな自覚というものを持って、みんなが地域の中で取り組んでいかなければならない問題だと思ってます。

今回も本当に、行政の皆さんをはじめ地域の区長さんたちとともにこの対策に乗り出しまして、人的被害や家屋被害はなかったという、今、松田町長職務代理からありましたので、ひと安心でございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

2 のふるさと納税についてのカッコ 4、2024 年度ふるさと納税の目標額が 10 億円になっておりますので、このことについて質問を致します。

これからは黒潮町に関心や魅力を持たれ、この町の地域色を打ち出し、従来は産業、観光、教育の振興などの区分から、使途をもう少し具体化した寄附の募集が問われています。

新商品開発や体験型の返礼品などを取り入れた交流人口の拡大や、民間事業者との連携によるクラウドファンディング、これはインターネットを通しての不特定多数の人からの資金を募ることでございますが。このような納税など、制度を生かした取り組みが必要になってくると思われます。

しかしながら今回の新制度により、寄附額に占める返礼品調整の割合が 30 パーセント以下という規制の中で、全国的には寄附額は減少傾向にあります。町創生基本計画では 2024 年度、令和 6 年度には 10 億円の目標額を設定しております。

これらの取り組みについて、まずお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

改めまして、おはようございます。

それでは中島議員の、黒潮町創生基本計画に向けての取り組みは、のご質問にお答えを致します。

これまでの取り組みと致しまして、返礼品事業者の開拓、商品開発、ポータルサイトの追加、ウェブ広告の活用、返礼品の写真撮影などを行い、テレビ放映の効果と相まって寄附額を伸ばしてまいりました。

2024 年度、令和 6 年度の目標値であります寄附額 10 億円を目指すための今後の取り組みと致しましては、継続的なつながりを持つファンづくりを目指すため、寄附金の使い道についてポータルサイト等を通じて報告をするなど使途の明確化を行い、地域の活性化に役立っていることを PR してまいります。

また、魅力的なパッケージや商品説明の分かりやすさ、丁寧な梱包の仕方など、返礼品の魅力度の向上に取り組んでまいります。

新たな寄附者を獲得するためと致しまして、寄附者の目に留まりやすくするため、魅力的な画像作りやページの作り込み、サイト広告の活用、イベントでの PR などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

私が考えていることと大体同じような答弁をいただきましたんですが。

今回、7 億数千万円という寄附額を集め、そして令和 6 年度には 10 億円という目標を立てたわけですが、本当に担当課においては忙しい思いをしていると思います。全国自治体との競争意識を持ちながら黒潮の特色を出し、ほんとにこれから先も頑張っていたきたいと思っております。

また、この町の創生基本計画、この中で数字を見たときに、なかなか私はこの 10 億というのは、この新型コロナウイルス感染拡大の提供等によって社会経済危機の動向が進んでいるときに難しいではないかというような捉え方をしておりましたけれども、室長の方からは、まあ 10 億を目標達成するというような、ほんとにきめ細かな政策の下、その目標額に取り組む姿勢も見えました。これからも頑張って、この 10 億円に向かって前進していただきたいということをお願い致しまして、次の質問に移ります。

3 番の防災対策について。

カッコ 1 の漁業集落環境整備事業について、質問を致します。

これは田野浦地区の進捗（しんちょく）状況でございます。

漁業集落等における生産環境の改善を図り、水産業の振興を核とした漁村の経済化を目指すために、佐賀地域を拠点として長い間、漁業集落環境整備事業に取り組んできました。

田野浦地区へも、平成 30 年度から令和 2 年度の 4 年間を計画期間として避難路整備などを行い、住環境の整備や防災対策の一環として取り組んできたところであります。

今年度も、避難路整備 3,200 万、補償費 200 万円が当初予算に計上されていましたが、その事業の進捗（しんちょく）状況をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、今年度に計画されている田野浦地区避難道整備の進捗（しんちよく）状況についての質問にお答え致します。

田野浦地区漁業集落環境整備事業につきましては、平成 30 年度より事業認定を受け、令和 3 年度までの 4 年間を事業期間として整備を行ってきたところです。

主な内容としましては、防災関連整備事業であり、地区内の避難道整備および防災安全設備に係る整備を進めてきました。

昨年度までの進捗（しんちよく）状況としましては、用地買収、物件等の補償費はおおむね完了しております。

避難道整備につきましても、計画延長 170 メートルに対し 92.7 メートルの整備を完了しております。

進捗（しんちよく）状況としましては、改良延長ベースで 55 パーセント程度となっております。本年度の発注工事予定分を含めると、おおむね全体事業が完了の予定となっております。

本計画は、1 年間前倒しで完了が見込めるようになっていきます。

来年度以降につきましては、第 2 期整備計画も含めて、今後の事業計画協議の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

そしたら、田野浦地区の環境整備事業は今年度やればもう終了ということで、計画どおり避難路等が完成するという確認でよろしいわけですね。

はい、分かりました。

それでは、カッコ 2 の方へ移ります。

この事業を町分地区へ計画できないかということでございます。佐賀地区のこの漁業集落環境整備事業の計画についてお聞きを致します。

この事業で長年にわたり生活環境の整備を図ってきましたが、明神地区周辺の浸水対策も計画されたと思いますが、町分地区周辺についても台風や集中豪雨時における伊与木川の水位上昇に、たびたび家屋の浸水を繰り返してきました。

佐賀地域の立地条件から考えてみると、旧国道 56 号を北と南に分断した形を取り、明神地区と町分地区に排水施設、これは揚水ポンプ等ですね。等の整備をすることが、水害対策としての高い効率が見られます。

現状では、伊与木川への放水のために水防倉庫に揚水ポンプ 3 基を整備されているようでございますが、こんにちの台風時や集中豪雨における記録的な雨量を想定した場合には、万全な対策とは言えません。

この状況判断から、この第 2 期の漁業集落環境整備事業に計画することができないか、ということと。

また、それとともに、国道 56 号線の水神坂下、伊与木川から分水して、これで佐賀地域への農業用水路、通称大溝と言いますが。これは生活用水としても兼用されておりますが、防災と生活環境を守るためにも改修して維持管理をしていくことが重要視をされております。

浜町、会所、明神地区の、この水路改修分については漁業集落環境整備事業で改善をされておりますが、

上流の町分地区については未整備の状態となっています。

排水施設整備と連動した形で、水路改修の計画はできないかということについて質問を致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、町分地区排水路整備、水路改修の計画についてのご質問にお答えします。

町分地区の排水等整備については、基本的には、黒潮町内での漁業集落環境整備事業において計画を進め、佐賀地区分として事業認可を受けるべく、今後、事業計画の中で検討していきたいと思います。

スケジュール的には、本年度予算において全体概略の調査を予定しており、順調であれば令和3年度において基本計画策定に移行できるものと考えます。

整備事業内容につきましては、地区内排水路の整備および雨水排水ポンプの設置、避難経路の拡充を予定しておりますが、これらも事業計画協議において詳細を検討していきたいと思います。

なお、事業実施計画につきましては、現時点ではおおむね4カ年程度を想定しています。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

この事業計画を進めて、事業認可を取って、全体的な概要を作りたいという、今、お話がありました。4年間ぐらいで事業に取り組んでいきたいという答弁をいただいたわけですが、これ、本当に地域の人の願いでございまして。

ちょっと話はそれますがどれも、今回いろいろ調べてみますとですね、この大溝の改修工事なんかは部落要望で、平成27年ごろからずっと挙がってるんですね。見てみたら。だから、その部落要望の中でも平成27年のときには、これはちょっと劣悪なこの部分改修だったと思うんですけどもすぐに、当時、水力発電所の交付金がありましたので、そのお金を充てて計画的にやるというような回答をいただいているわけですけども、その後の回答はほんとにまちまちで、消極的な形になってきております。経過を調べたら。

そういうこと考えたときに、町の一般財源が相当必要になってきますので、このような形で今課長からありましたように、この漁業集落環境整備事業なんかで事業を全体的な形でやっていた方が、10年、20年、30年も向こう見たときに、財政負担が少なくなってくると思うわけですね。そしたら、その町分地区や下分地区、その周辺などでも相当な改良というか改修もされますので、佐賀地域全体のこの防災対策というものが計画以上なものができると思います。ぜひ、そういうことで取り組んでもらいたいし。

それからもう一つ、自分がいろいろ調べる中で思ったのは、この部落要望の在り方というのをちょっと自分ながらに調べてみました。

先週の一般質問の中で山本議員からもありましたけれども、件数がこの3年間ぐらい500件以上あるということでございますので、なかなかその事業を地域とか事業の内容とか、いろいろ考えて分配するのは骨を折られていることは十分分かるがですけども。

ただ、ひとつ考えてもらいたいのが、提言したいのはですね、その令和元年の歳入歳出決算を見たときに、その3,000万の予算の中に農道とか町道の改修工事、それが大体5,600万入っております。4つか5

つぐらいの個所で。これは、3,000 万のうちの 5 分の 1 から 6 分の 1 を占めるわけですね。それを考えたときに確かに要望事項かも知れませんが、これは一般会計の予算の中で、農道であれば農業の方の農道の管理の方へ予算を移し、そして林道の改修であれば、海洋森林課の方の林道の管理の方へ移し。そういう形を取っていかなどですね、なかなか、今年も 4,500 万予算化してくれておりますけれども、そういうふうに 100 万、200 万というお金が入ってくると、なかなか地域の要望の小さい事業は対象になってこんと思うがですね。

私は口で言うことはしよいわけですが、やっぱり予算を執行する上ではいろいろな難しさもあるかも知れませんが、そのあたりのめりはりをつけていただいて、地域要望を 1 か所でも 2 か所でも増やして工事施工できるような形をぜひ考えていただければと思いますので、そのことを提言しておきます。

なかなかこの漁業集落環境整備事業というのは、地域の密集地で工事施工をしていく必要があるわけですので、担当課の方ではこれから 4、5 年はいろいろと無理なところがあるかも知れませんが、ぜひ頑張ってやってもらいたいし。

また、仮に 4、5 年過ぎて佐賀地域が終わればですね、また大方地域の伊田地区や上川口地区なんかもこういう事業をはめて、ほんとに生活改善を図っていくことが必要だと思いますので、その点もひとつお願い致しまして、次の質問に移ります。

カッコ 3 でございますけど、これも小さい工事でございますが。

以前にもちょっと質問をさせていただきましたが、佐賀の避難タワーのちょっと前、町道ですね。これは 10 数年前のこの漁業集落環境整備事業の中で計画をしておりましたけれども、なかなか用地交渉等々のことがありまして未整備で残っております。これは、町道約 40 メートルぐらいの拡張工事になるわけですが。

これはですね、今回、旧佐賀保育所ですね、あそこが風水害や新型コロナ対策を考慮して、避難所として設定されました。そういういろいろなことを考えてみたときに、次の計画の中で、ちょっと場所は離れておりますけれども、この早期改修を含んで計画が立てれないかということですが。

また、単独でやる考えがあればそれに越したことないわけですが、その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、佐賀地区避難タワー付近の町道改良についてのご質問にお答えします。

前の回答の関連にもなりますが、当路線の改良につきましては、同じく黒潮町内での漁業集落環境整備事業において整備計画を進め、佐賀地区分として事業認可を受けるべく、事業計画の中で実施を検討致します。

当路線につきましては、佐賀地区避難タワーへの接続路線であり、また、小中学校児童生徒の通学路でもあります。その整備の必要性については十分理解しております。

今後、事業実施に向けて、スピード感を持った対応を行います。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

この町道についても計画の中へ入れ込みまして、スピード感を持って取り組んでいくという答弁をいただきました。ぜひ、よろしくお願いをしておきます。

それでは続いて、農業ため池について質問を致します。

2011 年の東日本大震災や 2018 年の西日本豪雨では、農業用ため池が決壊し甚大な被害が発生を致しました。

このことを教訓に、住宅や公共施設などの近くで自然災害で決壊した場合に人的被害の可能性が高いため池を県が選定し、防災重点ため池として補強や緊急連絡体制の整備が求められています。

当町でも、23 カ所のうち 13 カ所のため池が適用されることになっておられますが、これらの対策についてお聞きを致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは中島議員の、農業用ため池の防災重点ため池の対策についてのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、町内で農業用として登録している 23 カ所のため池のうち 13 カ所を、県と調整の上、防災重点ため池に選定しています。

農業用ため池につきましては、ホームページで池の周辺等を記載したデータベースおよびマップを公表しており、これに加えて、防災重点ため池に選定したため池については、県が作成した浸水想定区域図を掲載しています。

また、本年度はため池緊急点検実施訓練を行い、発災時の県への報告体制等を確認したところです。

今後の対策としましては、県が事業主体となり、まず、県内の防災重点ため池の優先順位に基づき耐震調査を行い、調査の結果、安全基準に満たないため池については改修していく計画が立っており、町内では、令和元年度に 1 カ所、大池の改修が完了し、2 カ所、西川池、昭和池の耐震調査を実施しました。

耐震調査を実施した 2 カ所につきましては、安全基準に満たない結果であったため、令和 4 年度以降の改修に向けて事業申請等の事務を進め、その他のため池につきましても順次、耐震調査を行う予定であります。

併せて、現在、農業用として使用されていないため池の廃止を検討し、被害の縮減に努めたいと考えています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

ちょっと確認をさせていただきます。

県が管理主体の分は、県が優先して耐震等の調査をやり、今、課長が言いましたように、2 カ所がちょっと危険いうか。それをこれからですね、ちょっとその補強とか、そういう工事をやるようなちょっと答弁があったと思うんですが。

そしたら、そういう県の管理の分はもう県が全部やるわけですね。

そしたら、町が管理しなければならないのは、この今私が言いました 23 カ所のうち何カ所なるんですか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

再質問にお答えします。

23 カ所のあれは町の管理なのですが、県が事業主体として工事をやっていただくというふうな格好になっています。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

その県が事業主体となって工事をやりまして、その町の負担というのは大体、分かれば教えてもらいたいですけれども。

事業費に対して 20 パーセント負担とか、50 パーセント負担とか、10 パーセント負担とか、そういう。ちょっと質問にもありませんけど。

ちょっと分からなければ構いません。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

すいません、ちょっとパーセントまで把握してません。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

町の方ですよ、町の分も今、課長からお話がありましたように、耐震のとかいろいろな調査やらないかんと思うんですよ。言えば、橋梁（きょうりょう）なんかも長寿命化計画で、改修とかそういうもんを立ててやっているんですが。

町の方についてはそういう計画を立てるというか、そういうお考えは持ってないですか。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

今、ご質問あったのは 23 の池、これは一応町の管理でございます。

町の方を県の方で、調査とかやっていただくような格好で計画をしています。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。ちょっと私の見解がまずうございまして、すいませんでした。

それですね、もう一つ伺いしたいがですけれども。

佐賀地区でも、オクラの池がこの防災重点ため池としての適用となっていますが。

このため池は総貯水量が 280 立米、ほんとに小さいため池ですが、本町で一番大きいのは西川池で、貯水量が 2 万立米ですね。そういう小さなため池があるわけですが、これ大和田、会所地区の住民にとっては、周辺の山からの土砂の堆積によりまして、ため池としての機能が果たせなくなることがたびたびあり

まして、その水路に雑木等が流出して、そのため池から下りてきて、その下にボックスカルバートの水路があるんですが。その部分がですね、ちょうど大和田と会所地区の県道中土佐線、あそこが改修されておきませんので、2 メーターのボックスカルバートでできたものが、多分あそこ 1 メーターぐらいしかないと思うんですが、ちょっと鍵っこになっているんですね。そこに水道の本管も通っておりまして、異常にこういろいろ、大雨のときに支障を来しているわけですね。

だから、普通のため池と違いまして、そのため池に、土砂とともに雑木とか、周囲の竹やぶの大きな藻くずいいますかね。そういうものがそこに集積されると、その周辺がオーバーフローして水路が浸水になると。これは、5 年ぐらいにその状況があったわけですね。そういうことがありまして、もう 3 年か 4 年ぐらい前に一度、その土砂を取ってもらったことがあるんですが。小さなため池ですので、それはもう再々取らないかんわけですね。

そういうことを考えたときにですね、この間の集中豪雨とかそういうことを見たときに、その現地を確認をしてくれていると思いますけど、もうそろそろその土砂を取り除くことを計画せないかんのではないかと、私自身は思っているわけですけども。

行政の取り組みいいですか、考え方をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

農業振興課長。

農業振興課長（川村雅志君）

それでは中島議員の、農業用ため池の佐賀地区、オクラの池の土砂取り除きについてのご質問にお答えします。

オクラの池の堆積土砂につきましては、平成 28 年度に豪雨により、下流の町道芝明神線への土砂が流出する被害があったため土砂の取り除きをし、その後、再度の堆積が確認されたため、平成 30 年度に堆積土砂を取り除きました。

オクラの池は農業用ため池ではありますが、現在、受益者が 1 名しかおらず、維持管理が困難な状況となっています。

しかし、議員が申したように下流には人家や町道があり、土砂の流出を防止する砂防的な役割を果たしている池でもありますので、防災上の観点から今後も池の状況を注視し、土砂の堆積状況により取り除きをしていきたいと考えています。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

どうも、私の認識不足で。

そしたら、30 年度にも土砂取り除きやっただけだということですが、これから見ても、2、3 年のうちに 1 回ぐらい土砂の取り除きが必要だと思います。

若干、行政側から言わせたら、今の状況から見たらまだ余力があるなと思うかもしれませんが、先週のような集中豪雨が来れば一回に満杯になりますので、そういうこともひとつ認識をしていただいて、今後のその土砂の取り除きを注意深く見守っていただきたいと思います。ぜひ、よろしくお願いを致します。

それでは、続きまして新型コロナウイルス対策について、4 番に移ります。

カッコ1の、特定給付金についてです。

この質問は先週、浅野議員も致しましたので簡単にしますので、簡単な答弁で構いませんのでひとつよろしくお願い致します。

国からの特別定額給付金、これ1人につき10万円の給付は、5,490世帯、人口1万997人が給付対象となっていました。6月のこの一般質問の段階では、1万198人の申請者で10億1,980万円の給付。そのときの給付率が92.73パーセントでありましたが、その申請期間が8月18日までに終わっておりますが、最終的な結果がどういうふうになってるのか。

その点をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

地域住民課長。

地域住民課長（青木浩明君）

それでは、特別定額給付金の給付実績についてお答えをさせていただきます。

議員も申されましたとおり、先日の浅野議員に対する答弁と重複する部分が大変多いですが、簡潔に答弁させていただきます。

本町の基準日現在における給付対象は、5,490世帯、1万996名であります。

申請受付は8月18日に既に終了しており、支払業務も先月28日に全て終了しております。

議員ご質問の給付実績につきましては、給付対象より10世帯10名少ない、5,480世帯、10,986名に支給しており、給付率は99.91パーセントとなっております。

なお、給付できなかった10世帯10名のうち、死亡や辞退された方を除き、居所不明により最後まで確認が取れなかった方は1世帯1名であります。

残念ながら100パーセントとはいきませんでしたが、1万996分の1名ということであります。

役場の業務におきまして、全ての町民の皆さんに一律に給付金を支給するという事業は、そうそう何回もあるものではありません。そういう意味において、今回の給付金がコロナで大変な思いをされた皆さんの助けとなり、そのお手伝いのできたのであれば、大変うれしい限りです。

今回の給付金業務で培った経験を生かしながら、今後も住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

どうも。

本当にこの結果を聞いたときに、99.91パーセント、100パーセントに近い数字になっております。

先週も課長が言うておりましたように、6月の答弁のときに、周知徹底を図るために戸別訪問や告知端末放送、そういうものをあらゆることを網羅して100パーセントに近づけていきますということの答弁があったわけですが、まさにそのとおりだと思います。

この間の答弁の中でも、区長や民生委員の皆さんの力も借って、地域の方の力を借り、この数値が残せたのではないかと、本当に担当課に対して敬意を表しておきたいと思っております。

そういう中で、今課長の方からもありましたように、この経験を生かして今後の福祉行政といいますか、そういうふうに生かしたいという答弁がありました。

ちょっと私ながらに気になったのはですね、最初の申請当時を思い浮かべたときに、これはオンライン申請と郵送申請がありましたので、申請の相談に佐賀の支所の方に向けて相当な人が来ておりました。あの混雑性を見たときに、佐賀の事務室は20平米ぐらいしかないと思います。そして今度、この本庁へ来たときには、あの1階のくろしおホールですかね、あそこ約100平米ぐらいあると思うんですけども、そういう状況と。

それから、今回のこの特別定額給付金の総合窓口は佐賀の支所がなっていたようですので、相当な混乱が初めはありました。そういうとき見たときに、やはり今課長の方からもありましたように、この経験を生かして行政の方は3密のことをよく注意してこれということを町民に訴えているわけですけども、当初のことですのでその対応ができなかったかもしれませんけれども、これからまたこういうことがあればですね、このことはひとつ改善策というか、そういう部分をお願いしたい。そういったらどこでやるかという、場所がなかなかありませんが。難しい問題ですけども、そのへんのことをちょっと私の方から提言をさせていただきます。

本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

それでは2の方の、生活福祉資金、緊急小口資金の貸し付けについて質問を致します。私の質問は緊急小口資金に設定しておりますので、その点お願いを致します。

この資金は、本来は低所得世帯が対象の制度であったものを、国は新型コロナ対応の特例として、対象者の拡大、収入減や生活に困窮している方などを含め、納付額を10万円から20万円に倍増し、返済期間2年、連帯保証人不要として、無利子で借りられる制度であります。

この相談窓口は黒潮町社会福祉協議会となっておりますが、新型コロナ禍の影響が長期化していることもあって全国的に申し込みが殺到していることから、国は緊急小口資金など特例貸し付けに約2,000億円を追加されたようでございます。

このことを踏まえて、当町の貸し付け状況等をお聞き致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは中島議員の、生活福祉資金の貸し付け状況についてお答え致します。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により、一時的または継続的に収入が減少した世帯を対象に、生活を維持するための資金として、緊急小口資金と総合支援資金の2つの貸付制度が設けられました。

緊急小口資金は、緊急かつ一時的な生活維持のための貸し付けとなっております。また、総合支援資金は、日常生活の維持が困難となっている場合の貸し付けであり、共に世帯への貸し付けとなっております。

議員申されたとおり、この貸付の受付は社会福祉協議会が窓口となっております。令和2年3月25日から申請受付を開始しております。

令和2年8月末日までの申請受付状況は、緊急小口資金が33件520万円、総合支援資金が44件2,325万円となっており、合計で77件2,845万円となっております。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13番（中島一郎君）

今、課長からありましたように、77 件で2,845 万円の貸し付けということでございましたが。

この事業所等への貸し付け相談などは、私は行政と社会福祉協議会との連携体制が問われるところでありますが、先週の宮地議員の中でもそのあたりの質問がありました。いろいろこのパンフレット等を見たときに、小さ過ぎてなかなか専門的なことがあって、町民にしたらなかなか見にくい。そして、これ何回もパンフレットを各戸へ送付されているんですね。一番見よかったのが町の、これは多分4 月ごろに出たと思います、生活資金の貸付制度というのがありますが。これは残念ながら、いろんな資金と一緒にやってきたと思うんですね。これ、ほんとに見よいわけなんです。この表を見て、行政なり社会福祉協議会へ相談して、きめ細かな貸付方法、申請方法をしていくのが万全だと思うわけですが。

その行政と社協との連携というか、そのあたり分かれば、ひとつお願い致します。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（佐田 幸君）

それでは中島議員の再質問にお答えします。

この事業につきましては、その周知方法は、今、中島議員言ってくくださったとおり、何回も住民の皆さんにご案内等を配布をしてきました。

そして、社会福祉協議会とは常に行政の方は連携を取っております。

今回につきましても、町の窓口については社会福祉協議会なんですけれども、当初は役場でも受付をしておりました。けれども、申請に来た方がなかなか、一度役場においで、また社協に行って、また役場の方に書類を取りに来てというような、何度も行き来をしなくてはならないような状況がございまして住民の皆さんに負担を掛けましたので、申請しやすい体制を整えることが一番だというふうに考えまして、役場の方に社会福祉協議会の窓口を置き、申請をしていただくことをお願いをしてきました。

現在は役場の窓口では受け付けておりませんが、9 月末まで、今のところは締め切りが延長されておりますので、お困りの場合には町の社会福祉協議会の方までご相談をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

今、課長の方から、当初は役場の方でも相談窓口、そういうものを受けていたという回答いただきまして安心をしたわけですが。

ちょっと私、自分が今回この一般質問を提出後に行政側の方から、この事業は国から社会福祉協議会が委託を受けて相談窓口になっていることから、ちょっと行政とはかけ離れちゃうというか。質問としては、社会福祉協議会で聞けばいいのであまり適当ではないと思いますか、ちょっとそういう電話が私の方にありました。

私の方は、もう既に黒潮町のホームページや社会福祉協議会の広報なんか便りいいですかね、そういうもので相談窓口が社会福祉協議会ではあることは承知の上で質問を準備していましたが。

ここで大切にしなければならないのは、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大、長期化のためで収入が減った方は、もう全国的にも急増しているわけですね。県内でも、4 月から7 月までの4 カ月間で、緊急小口資金の貸付額は約6,000 件で10 億700 万の貸し付けとなっていますようです。経済基盤の弱い方にとっては、この貸付資金を利用することで経済的、心理的負担が少しでも解消されなければならないと思っています。

そのようなことを思ったときに、総合的な判断に立ち、行政が住民に寄り添い、把握しておくことは重要視されることであります。まあ福祉行政の一環ではないかと、私は認識をしております。

そして、少し硬くなりますけれども、地方自治法の第 157 条公共的団体の監督では、普通地方公共団体の長は、区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督をすることができることにもなっております。また第 157 条の 2 項では、事務の報告をさせて、書類および帳簿の提出を求めることもできると記述をされています。

公共的団体等といえば、産業経済団体、農協、漁協、商工会、森林組合等々になるわけですが、社会福祉協議会もですね、町から 3,000 万円程度の補助金が行っておりますので、私は公共的団体の一つだと認識をしております。

そういうようなこともかんがみまして、今後の福祉行政に携わることをお願い致しまして、次の質問に移ります。

最後になりましたが、事業者アンケートについて、カッコ 3 ですけど質問を致します。

町内の事業者約 540 に対して、新型コロナウイルス感染対応による経営への影響や現状把握のために、アンケート調査が実施されました。

地域経済の維持を図っていかなければならない中で、他市町村のアンケート調査では、約 25 パーセントの事業者の方が事業継続が困難であるという結果も出ているようでございます。これからも、事業継続いくことで地域経済の発展を図っていかなければなりません。

6 月に回収をしたということでございますので、アンケート結果の分析等も行われていると思いますが、その調査結果について報告をお願い致します。

議長（小松孝年君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（土居雄人君）

それでは中島議員の、町内事業者へのアンケートの調査結果、検証についてのご質問にお答え致します。

本調査は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済への影響把握と、今後の経済活動支援の参考にすることを目的として実施したもので、調査期間は本年の 6 月 2 日から 6 月 12 日まで、539 事業者を対象に調査をしたものです。

回収状況は 288 件で、回収率は 54.6 パーセントとなっております。

新型コロナウイルス感染症の経済への影響についての設問に対して最も多かった回答は、経営に影響を生じている 54.5 パーセント、長期化すると経営に影響が出る懸念がある 22.9 パーセントと合わせると、77.4 パーセントの事業者に影響が出ている、または影響が出る懸念があるという回答となっております。

経済に影響が生じると回答した事業者のうち、4 月、5 月の昨年との売り上げ比較では、50 パーセント以上の売り上げが減少したと回答した事業者が、4 月は 62.5 パーセント、5 月は 72.2 パーセントとなっております。

また、現在の状況が長期化した場合の事業継続について、1 カ月と回答した事業者が 2 件、および 3 カ月が 22 件となっており、この事業所については早急な対応策が必要となるため、優先的なヒアリングを行っております。

これらの結果を受け、新たな支援策と必要性を検討した結果、国の持続化給付金の対象とならない前年の同月との売上減少率が 20 パーセントから 50 パーセント未満の事業者には、町独自の持続化給付金制度を創設致しました。国の持続化給付金制度とともに、この利用促進を進めているところでございます。

また、経営状況が厳しい一定の事業者に対して、事業主が負担する社会保険料の一部を給付する、町独自の雇用維持特別給付制度も創設致しました。高知県の雇用維持特別給付金とともに、利用促進を進めているところです。

今後につきましても、より緊急課題を町内の事業者に対し継続的に行うように進めていきますが、これらの詳細につきましては、事業計画協議の中で進めていきたいと思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

中島君。

13 番（中島一郎君）

きめ細かく、報告をいただきました。

やっぱり今、課長の方からありましたように 22 件が相当厳しい状況であって、ヒアリングを受けて、国や町の持続化給付金でつないでいるというようなお話もあったわけですが。

そういうふうに流れを大事にさせていただいて、長年培ってきたこの事業者等の方でございますので、できるだけそういう方向性を見いだしていただければ幸いです。

そして、一つ私はお願いしておきたいのは、町の方から事業者等に対しまして、ここ 2 年ぐらいにいろいろなアンケート調査を実施しておられます。これは、今課長からもありましたように地域経済の活性化のためだと思いますけれども。例えば、黒潮産業連関表等による調査とか、それから黒潮経済実態調査、そして、今回のこの調査とかね。今回の調査なんかは、この A5、1 枚ぐらいの調査で簡単なものでございますけれども。なかなか、以前のやつはきめ細かな調査もされております。

そしたら、事業者側からしますとですね、いろいろその協力してアンケートを提出して報告したけれども、その集計したもん、黒潮町の実態とかそういうもんがなかなか見えんと。自分の立ち位置ですね。やっぱり頑張ってる事業者の方なんか、あのことについては自分も参考にしたい、こういう方向性に黒潮町全体の産業経済が向いちゅうとか、いろんな考え方ができるわけですね。そういうふうにアンケート調査に協力した方についてはですね、今、報告で大体分かるわけですので、そういう方向性を出していただきたらと思います。

あの産業の連関の表なんかは多分、高知大学と連携して実施したと思いますので、その総括されたものがあると思います。やはりその分は相当詳しく黒潮町の実態が分かり、そしたら、これから黒潮町の事業者と経済の関係する方らが、どういう施策を打たないかん、どういう考え方を持たないかんのか。いろいろ、そういうふうに自分の今後の経営の指針にもなりますので、そういうことにも、結構骨の折れる仕事かも分かりませんが、事業者の方に目を向けた対策も考えていただければ幸いですので、その点をお願い致しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、中島一郎君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

この際、10 時 20 分まで休憩します。

休 憩 10 時 02 分

再 開 10 時 20 分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第51号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

それでは、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査について、委員会にて質疑のあったものを主に報告します。

今回付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案第28号、専決処分の承認を求めることについてから、議案第51号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてまでの10議案で、内訳は、専決処分の承認が1件、令和元年度の一般会計および特別会計の決算の認定が4件、条例の制定および一部改正が2件、令和2年度の一般会計および特別会計の補正予算が2件、協定の一部変更が1件となっています。

審査の結果は、9議案が全会一致で承認あるいは認定、あるいは可決すべきものに、1議案が全会一致で否決すべきものとなりました。

なお、提案理由につきましては本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

では、議案番号28、専決処分の承認を求めることについてです。

内容につきましては、本会議での説明のとおり、町長の辞職に伴う町長選挙への令和2年度一般会計の補正となっております。

なお、町長選挙の予定は、告示が9月29日、投開票が10月4日とのことです。

この件についての委員からの特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号29、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入につきましては、特段の質疑はありませんでした。

歳出です。

2款総務費のうち、78ページ下段からの1項総務管理費、2目人事管理費のうち、80、81ページ、13節委託料の上から2番目、人事評価制度運用支援業務委託109万円弱についてです。

委員より、人事評価制度の内容と、委託の中身と委託料は適切か。また、管理職の個々の自らの意識が大事と思うが、そのへんの考え方は、との質疑がありました。

これに対しまして、庁舎内の各課の職員を評価する管理職の評価基準の平準化を期して実例を基に検討会をして、期首の目標の立て方や中間での評価の仕方などを、また、職員と対峙するときの姿勢や考え方について、指導をいただいている。

年度当初に打合せ会を、年度の終盤の2月くらいに、その年度の実例を基に検討会を開催している。

委託料については、平常時も係の者が指導を受けており、講師の指摘やアドバイスは大変参考になっていると考えており、適切と考えている。

管理職の意識については言われるとおりだと考えるが、その意識の向上に向けても必要な取り組みと考えているとのことでした。

84、85ページ中ほどの5目財政管理費の25節積立金の不用額が3億5,511万円ほどとなっておりますが、主にふるさと納税で基金への積み立てをしなかった分とのことでした。

その欄の一番下の森林環境譲与税基金は、交付金をいったん基金に入れた後、基金から繰り出す形を取

っているが、ふるさと納税関連は一般会計に充当するものについては基金に入れずにそのまま充当していることにより、不用額となっているとのことでした。

86、87 ページ中ほどの 6 目管理費、13 節委託料の上から 6 番目、上田のロバス待合所建替設計委託 26 万 4,000 円についてですが。委員より、2 カ所のバス待合所の設計費用を折半したとのことで、両方で 53 万円ほどになっているが、工事費は 88、89 ページの 15 節工事請負費の上から 8 番目の、上田のロバス待合所建替工事で 99 万円ほどとなっており、建物の割に設計費用が高いのではとの質疑がありました。

これに対しまして、このバス待合所の建て替えについては、当初予算で指摘を受けて、上田の口と不破原の 2 カ所のバス待合所を、同じ建物として設計を一本化とすることで経費の削減を図ったもの。建物の割に設計費用が高くなったのは、国交省への申請作業などの付帯作業もつけたことによるもの。

なお、同じ設計で建替えた不破原のバス待合所の工事費は、解体工事を含めて 180 万 5,000 円ほどのことでした。

これを受けまして、委員より、国交省への申請など比較的簡易な作業については、以前は担当が行っており、そういった経験の積み重ねが担当職員に力を付けることにつながっていた。現状、多くの作業が委託となっているように見受けられるが、職員の技量の向上面から考えると心配する側面があるので、考慮をお願いしたいとの意見がありました。

また、委員より、その下、16 節原材料費の露天風呂建設資材 66 万 6,000 円の内容はとの質疑があり、これに対し、旧馬荷小学校にある集落活動センターかきせが、自分たちで校庭に造った露天風呂の材料費で、馬荷温泉の源泉を、まきで沸かして入るという体験もできるようになっているとのことでした。

なお、参考までに、馬荷温泉の源泉は 100 リットルを 100 円で販売しているとのことでした。

続きまして、98、99 ページ中ほどからの 12 目国土調査費については、昨年度は上川口、浮鞭、入野の各一部を 2.14 平方キロメートルほど地籍調査を行ったとのことでした。

なお、昨年指摘のあった認証遅延の取り組みについての業務執行報告書への記載については、今回から記載しているとのことでした、136 ページに載せているとのことでした。

委員より、地籍調査の職員体制は。また、完了までの長期計画はあるかとの質疑があり、これに対しまして、体制は、嘱託職員が 2 名、正職員が 2 名、臨時職員が 3 名の計 7 名。

完了までの年度のめどは、対象面積が広いため、現状持っていない。なお、今年度、令和 2 年度ですが。今年度に取り組んでいるのが高規格道路の関係箇所、今年度中に調査終了予定となっているとのことでした。

参考までに、町内の調査済みの面積は、今年度の予定分を含めて 47.38 平方キロメートルほどで、調査が済んでいない面積が 118.06 平方キロメートルほどということで、調査済みの約 2 倍となっているとのことでした。

続きまして、3 款の民生費です。

132 ページからの 3 項児童福祉費のうち、134 ページ、135 ページの 3 目児童福祉施設費は保育所関係ですが、この中で大きいものが 7 節の賃金です。内容は、保育所の臨時職員の賃金 8,666 万円ほどとなっており、各保育所と子育て支援センターのもので、79 人の臨時職員を雇用したもの。内訳は、フルタイム 30 人、パートタイム 42 人、バスの添乗員 7 人とのことでした。

委員より、業務執行報告書 199 ページの、保育園の保育士が 55 人のうち 30 人がフルタイムの臨時職員となっているが、臨時職員が多いのではとの質疑があり、これに対しまして、正規職員については現状、計画的に毎年 3 名から 4 名を採用している状況。本来ならば全て正規職員を雇用すべきところだが、臨時

職員を全て正規職員にすることにはなりにくいと考えている。

現状、支援を要する児童も多くなってきている。以前は、医師の判定がなければ加配を付けなかったが、現状は加配が必要であれば加配で対応しており、30人の臨時職員のうち、半分以上がそういった児童への1対1の対応をする職員となっている。

この加配については、毎年、予測ができないことと、年度途中の入所が非常に多くなっており、特に0歳と1歳、0歳児は1対3、1歳児は1対6で対応しなくてはならず、1名の入所があれば1名の職員を増やさなくてはならない場合もあるなど、年度途中の職員の追加も多くなってきており、臨時職員に頼らざるを得ない状況となっているとのことでした。

続きまして9款の方ですが、202ページからです。

委員より、202ページ、203ページの1項消防費の2目、非常備消防費、1節報酬のその他委員等報酬で、消防団員に1,046万円ほどの歳出があるが、これは281名分とのことだった。業務執行報告書316ページから318ページによると、夏季訓練が169名、町総合防災訓練が213名、連合総合訓練が173名、出初式が182名と少し少ないように思えるが、どう考えるか。

また、業務執行報告書の319ページの最下段、8節報償費の参加謝礼が1,000円だが、少し上げる考えはないか。

加えて、謝礼対象に1グループ5人との人数制限があるとのことだが、撤廃してはどうかとの質疑があり、それに対しまして、それぞれの分団の事情で訓練への参加率はまちまちとなっているが、率としては悪くないのではと思っている。

報償費関連については、今後検討するとのことでした。

また、委員より、208、209ページの1項消防費、4目防災費、11節需用費816万円ほどの中には缶詰の代金を含むとのことだったが、今年も防災訓練のときに缶詰製作所の缶詰を頂いたが、これの費用かとの質疑があり、これに対しまして、災害用に備蓄している食料品については、消費期限への対応がどこの自治体でも課題となっている。当町では、消費期限を考慮しながらローリングをすることで対応している。

こうした中、缶詰の消費期限が3年となっているため、消費期限が1年を切ったものの活用策として、防災避難訓練時にてお配りしたり、学校給食等の材料として使っていただいたりしている。数量としまして、年間1万8,000缶ほどとなっているとのことでした。

続きまして、10款教育費、210ページからです。

228ページからの4項社会教育費の中には、同じ節内に、からとへの流用が多くあるとの説明を受けて、委員より、10万円から100万円ほどの予算額の中で、どうしてこれだけの流用が起きるのか。もう少し効率的な予算配分や財政に対する考え方などを指導していかなくてはいけないのではとの質疑があり、これに対しまして、実際、流用しているのにそれ以上の不用額が出ているところもある。これらは事務局で管理している事業だが、これらの流用については普段の管理に対する意識不足によるものと考えている。

社会教育の場合、事業が多くあり、3人から4人が担当しているので、それぞれ横の連絡を取り合わなければならないところだが、不足していた。

この状況は、我々の指導不足によるものなので、指導を強めていくとのことでした。

236ページ、237ページ下段からの4項社会教育費5目文化振興費、13節委託料の1番目、地域伝統文化記録業務委託183万6,000円は、IWKに地域、地区の1年間のお祭りなど、行事や伝統的な工芸などの記録をお願いしているもので、アーカイブと名付けて取り組んでいるもの。昨年度は、万行と馬荷の2地区で実施したとのことでした。

238 ページからの 5 項保健体育費、1 目保健体育総務費の中のはだしマラソン関連の費用の説明を受けまして、委員より、はだしマラソン関連の全体の事業費は。また、業務執行報告書への記載が 357 ページの期日と参加者のみの記載だが、はだしマラソンは町の一大イベントなので、もう少し内容の分かるものにしてはどうかとの質疑がありました。

これに対しまして、はだしマラソンについては、町教育委員会の直営の事業で、歳入は決算書の 65 ページに、シーサイドはだしマラソンとして 116 万 3,000 円ほど入っているが、これは参加料。これに一般財源を使って、この保健体育総務費の中で、バスの運転手、協力者への謝金、消耗品など、はだしマラソン関連の費用を組んでいるとのことでした。

業務執行報告書への記載については、このはだしマラソンとアクアスロン大会の 2 大会については町の大きな行事なので、来年度からはもう少し詳細な内容を記載するとのことでした。

続きまして、議案番号 31、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本会議と同様の説明を受けた後、委員より、戻入の見通しは。また、貸し付けに際して、奨学金を借りる本人の意識を高めるために何か改善したことはとの質疑がありました。

これに対し、収入未済額が 823 万円ほどあり、前年度比で 20 万円ほど多くなっており、返済が難しい状況のご家庭が増えているのではと思っている。しかし、不納欠損にすることはできないので、地道に収納に努める。

また、本人の意識を高めるためとして、数年前から貸付時に、本人と保護者に奨学金の意義や、滞納をした場合に次の貸し付けができなくなる仕組みなどを説明をして、それを了解していただいた上で貸し付けるようにしているとのことでした。

議案番号 32、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

説明の方は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号 40、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

委員より、502、503 ページの上段、1 款総務費、2 目の財産管理費、15 節備品購入費の上から 3 番目に水中ドローン一式 23 万円ほどがあるが、このドローンの用途や性能などはとの質疑があり、これに対しまして、IWK で放送する映像の撮影や、各種漁業の調査などでの活用を期して、水中で撮影するためのドローンを購入したもの。性能としては、カタログによると、30 万円ほどのもので耐水深度は 100 メートル。200 メートルのケーブルにより操作をして、海水も可能となっているとのことでした。

なお、空中ドローンにつきましては購入済みで、いろんな場面で活躍中とのことでした。

また、委員より、IWK のテレビ放送番組に当たっての委員会などはあるのか。また、町民のニーズを反映した番組作りをしているか。加えて、同じ番組が、大げさに言えば何十回も流れていると言った声もあるので、改善が必要ではとの質疑がありました。

これに対しまして、委員会は設けていない。基本的には砂浜美術館とも打ち合わせをして、まず年間の放送の概要を決めている。

年間の内容としては、大きく変わることはなくて行事的なものが多い。それに、町からの要望を加味する形で進めている。また、町民のニーズには極力反映させたいので、ぜひ声を挙げていただきたい。

同じ番組が流れているとの件につきましては、人材や年間の話題となるものが限られていることも要因となっていると感じている。

今後も、取材の要望があればできるだけ受け入れていきたいと思っている。番組の充実は、当然課題で

あるので、関係者間でさらに検討していきたいと思っているとのことでした。

また、委員より、近年、課題となっているインターネットのスピードが落ちてきていることへの対応はしているかとの質疑があり、これに対しまして、昨年度では対応していない。今年度、令和2年度の予算で計上して、6月から7月ごろに対応を予定していたが、コロナ禍の影響で部品の調達が遅れており、住民の皆さまにご迷惑をお掛けしている。

現状の予定では、10月からその対応をして、現在、1ギガという帯域でサービスしているが、これを1.5ギガの帯域に上げていく予定。

これによる改善の程度につきましては、余裕のある昼間と使用頻度が高い夜間とではスピードが異なることと、現状の使用量の全体がつかめていないこともあり確定はできないが、現状よりは確実に良くなることは間違いない。また、その改善状況を見て、必要であれば次の対応も考えていくとのことでした。

続きまして、議案番号42、黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定についてです。

説明は、本会議場での説明のとおり。職員の不祥事については、組織のトップがその責任を負うというものです。

委員より、責任の取り方は、内容に応じて取るべき者が適切に取らなくてはならないが、提出の根拠はとの質疑がありました。

これに対しまして、職員等については、国の方の懲戒の指針により決めているが、特別職についてはその指針がなく、これまでの事例に合わせて対応をしている。今回の件については、そういった事例もなかったこともあって、職員の場合として考えて提案をしたとのことでした。

この議案につきましては、その後討論がありまして。内容としまして、今回の件は、責任を問われる内容ではない旨の反対討論が4名の委員からありました。

加えて、今回の提案理由の中の信頼回復について、副町長は、前町長の辞職後約1カ月間、町長と副町長の2つの重責を一人で背負って業務を滞りなく遂行してきた。この一生懸命な姿を見て、職員が一丸となって副町長を囲む姿が出てきていると思われる。こういったことを町民が見ることにより、町民の行政に対する信頼回復につながっていくものと思われる。そのことで十分だと考えるとの意見もありました。

この議案につきましては、その後の採決の結果、全会一致で否決すべきものとなりました。

続きまして、議案番号43、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例についてです。

説明は、本会議での説明に同じです。質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号45、令和2年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

歳入歳出についての特段の質疑はありませんでした。

最後の方の36ページからの給与費明細書関係で、委員より、38ページの上段の会計年度任用職員が338人。この中にはパートも含まれているとのことだが、全体の職員数515人に対して比率が大きいのでは。また、人件費削減も考えなくてはいけないが、臨時職員に頼り過ぎるとの思いもあるが、バランスに対する考え方はとの質疑がありました。

これに対しまして、会計年度任用職員が多くなる要因の一つが、保育士のパートが多いことや運転手によるもの。保育士の中には1時間から2時間のパートの方も多く、数字も上がってきている。加えて、運転手にも同様の面がある。

イメージとしては、正職員200人、会計年度任用職員100人のイメージを持っているが、前述の理由などにより臨時職員が多い状況となっている。

ただ、類似団体とも比較して著しく正職員数が少ない状況ではない。

なお、今年度も、欠員なども考慮して5人ほどの採用を予定しているとのことでした。

続きまして、議案番号46、令和2年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてです。

説明は、本会議でのとおりです。

これに対する質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号51、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてです。

説明は、本会議での説明のとおりでした。

これについての特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任副委員長、浅野修一君。

産業建設厚生常任副委員長（浅野修一君）

それでは、令和2年9月議会、産業建設厚生常任委員会の方に付託されました議案について審議を致しましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日、産業建設厚生常任委員会委員長の方が欠席しておりまして、私の方で、副委員長ですが代わりに説明させていただきます。

議案は、第29議案から第50議案までの16議案でございます。

まず、一般会計歳入歳出決算の認定の方が1件と、令和元年度の特別会計の歳入歳出決算の認定が9件、それと条例の一部改正が1件、令和2年度黒潮町一般会計補正予算の方が1件、あと、令和2年度特別会計補正予算が4件の、計16件となっております。

まず、議案第29号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の方から、ご説明申し上げます。

まず、歳出の方からご説明申し上げます。歳出の方、119ページの方をお開きください。

こちら、3款1項1目、社会福祉総務費の7節の賃金の方ですが、73万2,000円の不用額は要配慮者避難支援対策事業で、雇用予定の臨時職員賃金でしたが、事業対象時間外の雇用となってしまったことで、決算書43ページ、歳入の部になりますが、2、民生費県補助金の3、児童福祉補助金の子どもの見守り体制維持交付金200万円の定額補助金に充てることができたため、歳出は157ページの5款の労働費、7節賃金、繁忙部門随時雇用2,561万2,547円中に含まれておりまして、3款の方は全額不用となったものでございます。

続きまして13節ですが、委託料の支出総額は7,203万4,006円で、前年比16.7パーセント、1,033万4,006円の増額で、主な理由と致しましては、黒潮町が5カ所目となるあったかふれあいセンターみうらの開設による増額となっております。

また、不用額が158万8,994円出ておりますが、昨年度予定しておりました戦没者追悼式設営委託が新

型コロナの関係で中止したこと、および、地域における共助の基盤づくり事業で、社協の臨時職員が産休に入ったため退職しましたので、それによる不用額が出ております。

次に、129 ページをお開きください。

3 款 1 項 7 目、障がい者自立支援費、13 節委託料ですが、これの不用額 77 万 7,794 円の主な理由と致しましては、障がい者の一般相談を受けた件数が前年比 114 件から 74 件に減少したこと、および、手話奉仕員養成講座を県事業で実施したことにより、全額不用となったものでございます。

次に、131 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目、13 節の委託料でございますが、上から 2 番目のポチになりますが、高齢者生活福祉センター委託 295 万 8,660 円ですが。これは、保健センターの下に支援センターこぶしがございまして、その運営に係る社協への委託費でございます。昨年度、2 名の方が入っておりまして、このため守衛さんなどを雇用するために社協への経費となってるそうです。

続きまして、次ページの 133 ページをお開きください。

3 款 2 項 1 目、28 節の繰出金でございます。介護サービス特別会計への繰出金 1,428 万 4,000 円は、指定介護予防サービス事業所の運営経費の中で、サービス計画作成費として介護給付費が当たるもの以外を一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、145 ページをお開きください。

4 款 1 項 3 目、予防費でございますが、13 節委託料の不用額 256 万 6,613 円につきましては、予防接種および抗体検査に係る委託料となっております。

歳出につきましては、目立ったところはそこのへんでございまして、次に、歳入の方ですが。

歳入の方で、25 ページの方をお開きください。

25 ページ、13 款 1 項 3 目の 1 節、住宅防災費分担金でございます。この対象の方々の分担金 4 分の 1 の分で、1 節住居防災分担金となっております。

35 ページをお開きください。

15 款 1 項 3 目、1 節の現年補助災害復旧費負担金でございますが、これは国庫支出金の方となっております。まして、公共土木施設災害復旧事業費負担金、現年分として 540 万 7,000 円。同じく、繰越金として 89 万 9,000 円の予算執行となっております。

いずれも、これまでのところも特に委員からの質問等はございません。

議案第 29 号、令和元年度歳入歳出決算につきましては以上で、特に、先ほども申し上げましたが質問もなく、こちらも全会一致で承認するものとなりました。

続きまして、議案第 30 号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

こちらは現年度分の償還は全て終わりましたので、元年度分はないとのことでございました。

あとは滞納繰越の分だけとなりまして、償還額も少なくなっておるということです。

収入済額で申し上げますと、265 ページの上の方になりますね。3 節の元金 198 万 8,514 円と、その下、4 節利子の 32 万 839 円となっております。

支出の方は特になくてですね、督促手数料、事務費の消耗品 2,400 円であるとか、口座振替手数料 1,647 円とか小額で、あとは一般会計からの繰出金等となっているとのことです。

公債費は、住宅資金を借り入れたときの償還に対する起債分ということで計上しておるのことでございます。

議案第 30 号につきましても特に質疑の方はなく、全会一致で承認することとなっております。

続きまして、議案第 33 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

こちらも歳出の方からご説明申し上げます。326 ページをお開きください。

1 款総務費 4,209 万 7,724 円は、人件費が主なものになっております。

そのずっと下、13 節の委託料 546 万 831 円のうち、システム改修委託 141 万 4,600 円は、在留資格等の連携項目の追加および社会保障、税番号制度システム整備として、オンライン資格確認等の実施に伴うシステム改修を四国情報管理センターへ委託しておるそうでございます。

また、国保連合会へレセプト点検業務 100 万 3,018 円、特定健康診査勧奨業務 269 万 2,009 円を委託しておるとのことでございます。

次に、328 ページをお開きください。

2 款 1 項の療養諸費でございますが、10 億 240 万 74 円となっておりますが、前年度比 1,841 万 7,730 円の減額となっております。

続きまして、334 ページの方をお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金でございます。4 億 4,757 万 2,916 円となっておりますが、これは保険者の高知県への納付金で、納付金額につきましては高知県が積算を致すそうでございます。

続きまして、338 ページをお開きください。

2 項の所になりますが、特定健診審査等事業費の 13 節です。1,313 万 4,765 円は、保健指導業務の委託費 365 万 2,661 円。特定健診や若者健診の受診勧奨等業務委託費 948 万 2,104 円。これ、国保連合会への費用とのことです。

歳出はそれぐらいです。

次に、歳入の方ですが、312 ページの方をお願いします。

1 款 1 項 1 目、国民健康保険税の一般国税の調定額 3 億 2,299 万 2,443 円でございますが、現年度分 2 億 8,582 万 7,238 円。これが 3,341 人分でございます。前年度比で 794 万 3,759 円、人数としてマイナスの 103 人の減となっております。

収入済額は 2 億 7,930 万 6,972 円で、徴収率は 97.7 パーセントで、0.4 パーセントのアップとなっております。

続きまして、314 ページ。

3 款 1 項 1 目、保険給付等交付金でございます。12 億 191 万 1,473 円。これの 1 節普通交付金 11 億 5,893 万 6,473 円は医療費等に対するもので、歳出の保険給付費 11 億 6,773 万 594 円と連動するものだそうでございます。

あと、344 ページをお開き願えますか。

令和元年度実質収支決算額でございますが、歳入 17 億 6,404 万 4,102 円、歳出の方が 17 億 1,102 万 1,434 円となっていて、差し引き 5,302 万 2,668 円の黒字となりまして、同額を翌年に繰り越すものだそうです。

ただし、一般会計繰入金のうち、316 ページをお願いできますか。この法定外繰入金 6,000 万円が含まれておりますので、実質収支の方は 697 万 7,332 円の赤字決算となっております。

こちら当然、質問の方もなく、可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第 34 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてで

ございます。

こちらは、拳ノ川診療所に掛かった経費を一般会計や国民健康保険事業特別会計から繰り入れて、収支を合わせておるものとのことでございます。

診療報酬などは年々少なくなっておりますが、前年よりは増えて、診療収入が2,195万7,947円で、国保、社会保険、後期高齢の方、その他がおられますが、一番多いのはこの中でも後期高齢の方の診療が多く、353ページの中ほどになりますが、3目1節1,237万670円、355ページ中ほどの一般会計繰入金2,250万円、その下のへき地直営診療所運営費424万5,000円とありますのは、国保特会からの直診特会への繰入金だそうです。直診は、一般会計からと国保特会からの2つがあるそうです。

今現在、拳ノ川診療所には、医療センターから4名、幡多医師会から1名、民間から1名の、計6名体制で診療されておるとのことでございます。

執行部の方からも説明ありましたが、医療センターの方から良い先生が見えておられるので、診療の方もだいぶ増えておるといふようなこともお聞き致しました。

以上でご説明を終わりますが、議案第34号、これにつきましても全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第35号でございます。令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。こちらは、決算書の369ページをお願いできますか。

こちらにありますように、令和元年度は歳入総額16億9,447万2,350円、歳出総額16億3,066万805円、翌年度繰越は6,381万1,545円となっております。

こちらは歳入からご説明申し上げます。決算書377ページをお開きください。

1款の介護保険料でございますが、これの調定額は3億1,879万5,067円で、前年の3億3,513万9,743円と比較すると1,634万676円の減額で、その主な理由は、低所得者保険料の軽減負担金が消費税が10パーセントになることに伴い、第1段階から第3段階までの被保険者について軽減強化が図られたことによるものだそうです。

397ページでございますが。

3款1項1目、介護予防生活支援サービス事業費につきましては、昨年度で241万4,775円、率にしまして18.24パーセントの増となっております。これは、町が介護予防に効果があると判断し強化しながら実施をしています、通所型短期集中運動機能向上サービス、通所C型と言うそうです。この事業の充実、拡大のための事業費の増が主な要因だそうです。

こちらにも特に質問等はございませんでして、こちらにも全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第36号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。こちらは、決算書413ページをお開きください。

歳入総額1,657万9,711円で、歳出総額が1,657万8,790円となっております。差引残高が921円となっております。

こちら、黒潮町指定介護予防支援事業所の運営費決算となっております。

こちらの支出については、ほぼ包括支援センターの人件費となっております。

こちらにも質問等特になく、可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第37号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

こちらは、歳出から見ていただきます。443ページでございますが。

1 款の 1 項 1 目、11 節需用費でございますが、こちらの光熱水費ですが、電気料 183 万 2,896 円となっております。これ、出口と蜷川の分ということでございました。

その下の 13 節委託料でございますが、こちらも蜷川と出口の分ということで、委託料合計が 545 万 7,200 円。こちら、例年と少し減額になっておるようでございます。

こちらの方も特に質問の方ではなく、可決すべきものとなっています。

続きまして、議案第 38 号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定でございます。

こちらは特にございませんが、歳出の方で、461 ページを開いてもらえますか。

1 款 1 項 1 目、12 節の役務費でございますが通信運搬費、こちらの方は 14 万 9,397 円となっております。こちらは電話料の方になっておりまして、これはトラブル時いいですか非常時の専用回線だそうでございます、ファックスであるとか、その他緊急時の電話料ということでございました。

その下の 13 節委託料についてでございますが、こちらは鈴クリーンセンター維持管理委託と致しまして 59 万 4,000 円でございますが、こちらは鈴のクリーンセンターの維持費で、地元衛生車への委託料ということでございました。

それと、歳入の方に返っていただきまして、455 ページでございますが。

2 款 1 項 1 目の 1 節現年分の方ですが、集落排水施設使用料、こちら 23 戸の年間使用料だそうです。それと、その下の一般会計繰入金 430 万 7,000 円、それと下から 2 段目の前年度繰越金 1 万 2,552 円。こちらが、この 3 件が歳入の全てということでございました。

こちらは本会議でも説明がありましたので、特に委員からも質問はございませんでした。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

こちらは、まず歳出の方からですが、482 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 1,030 万 5,264 円は、主に事務費等の経費だということでございます。

そのずっと下の 13 節委託料 139 万 3,753 円は、平成 29 年から開始致しました後期高齢者の低栄養防止、重症化予防等推進事業を、高知県薬剤師会幡多支部に委託して実施している委託料だそうでございます。

484 ページをお開きください。

2 款 1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、こちらの 19 節 1 億 9,859 万 1,611 円は、前年度比 824 万 671 円の減額とのことでございます。

歳出はそのぐらいで、歳入でございますが、472 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、後期高齢者医療保険税の特別徴収保険料でございますが、調定額 9,837 万 3,300 円で、前年度比 769 万 600 円の増額となっておりますのでございます。

収入済額で 9,852 万 9,600 円でございますが、還付未済額を控除した徴収率は 100 パーセントとなっておりますのでございます。

続きまして、474 ページ。

4 款 1 項 1 目、繰越金でございます。544 万 6,100 円のは、前年度繰越金が確定したものでございます。あと、486 ページ。

こちらの令和元年度実質収支決算額は、歳入 2 億 1,439 万 7,357 円となっており、歳出の方が 2 億 912 万 3,457 円となっておりまして、差し引きの 527 万 3,900 円の黒字となっておりますのでございます。こちらは、同額を翌年に繰り越すものとのことでございます。

議長（小松孝年君）

副委員長。

特に議論があったこととか、特別に説明があったところだけでいいです。

産業建設厚生常任副委員長（浅野修一君）

はい、すみません。

恐れ入ります。

続きまして、議案第 41 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてでございますが。

こちらは特に大きなものはないんですが、工事の方は、佐賀の方で簡水の方で佐賀の街中を行ったとか、大方の方も、大方バイパスで行った管に向けての布設の管取り付けなどを行ったとのことでした。

あと、水道事業におきましては、将来的にはございますが、上川口の水源地の方がちょっと浅いので、この前の豪雨でもありましたが濁りが出るために、20 メーター以上の水源が求められるとのことでした。

こちらにも特に質問等はございませんでした。

全会一致で、こちらでも可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第 44 号、こちらは黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の条例改正については、大きなところと致しましては、前文を入れたところとですね、性的指向であるとか性自認、そして第 8 条に、相談体制の充実を図ること、この 3 本柱を改正したところが大きなところとのことでした。

委員からは、特に議論もありませんでした。

こちらでも全会一致で可決するものとなりました。

続きまして、議案第 45 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

歳出の方から、20 ページをお開き願えますか。

3 款 1 項 1 目、27 節繰出金でございますが、145 万 4,000 円は国保担当職員の変更により、国保会計の増額補正を行う人件費と同額を、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り出し調整するものだそうです。

30 ページをお開きください。

8 款 6 項 1 目、これが 10 節の需用費でございますが、修繕料が 130 万でございます。こちらの主なものは、横浜 B 棟の方で爆裂が起こったために修繕を行うもので、こちらの費用の方が 110 万円とのことでした。

それと、その下の 2 目住宅建設費でございますが、工事請負費の町営住宅倉庫改修工事。こちらの方は、万行第 4 団地の倉庫の方がもうだいぶ古くなっておりまして、一部はもう取り壊したようですが、4 棟を新たにしようでございます。こちらの方が 723 万 6,000 円ということでした。

あと、歳入の方にきまして、13 ページをお開きください。

15 款 1 項 1 目の低所得者保険料軽減負担金でございますが、こちらは消費税が 10 パーセントになったことによる 2 分の 1 の負担金だそうです。

こちらの議案 45 号につきましても特段質問はございませんで、全会一致でこちらでも可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第 47 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございます。

1 ページ目をお開きください。

この補正は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3,747 万 6,000 円を増額し、総額をそれぞれ 18 億 5,937 万 7,000 円とするものでございまして、こちらの方は人件費調整であるとか、その他、令和元年度繰越金の計上ということで。

こちらにも特に質疑の方はなく、全会一致で可決するものとあいなりました。

続きまして、議案第 48 号でございます。令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算でございます。

7 ページをお開きください。歳出の方ですが。

1 款 1 項 1 目、7 節でございます。報償費になっておりますが、こちらは新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金と致しまして 35 万円を計上しております。こちらの方は県の制度でございまして、看護師 3 名、事務の方 2 名、シルバーからの派遣された清掃員の方 2 名、合計 7 名の方がお一人 5 万円の慰労金をお出しするというので、合計の 35 万ということでございました。

その下の 2 款 1 項 1 目の医療用機械寄附金でございますが、17 節の備品購入費でございます。こちらは新たな県制度でございまして、拳ノ川診療所に屋外テントほかパーテーション等、仕切りございますね。こちらを購入するというものでございます。

こちらにもコロナウイルス対策と致しまして、感染症対策としての中心の購入でございますが、上限が 100 万円でございますので 100 万円以上の購入がございませんと駄目だということで、余裕を持って 105 万 5,000 円の感染症の対策備品の購入という予算計上でございます。

テントは、待合所の方に使うとのことでした。

こちらにも特に質疑もなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

続きまして、議案第 49 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。こちらの方は、オレンジ色の予算書でございますが。

まず歳出の方から、10 ページをお開き願えますか。

10 ページ、1 款 1 項 1 目、一般管理費の総額 95 万円の減額補正となっておりますが、こちらは人事異動による人件費の減額となっておるとのことで、4 款 1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金の 3,634 万 3,000 円の増額補正は、令和元年度の決算に伴い、基金への積立金の計上によるものだそうでございます。

歳入の方で、8 ページの方を開いてもらえますか。

1 款 1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料の 1,206 万 3,000 円の減額補正は、令和 2 年度の介護保険料の賦課をしたことによりまして現段階での介護保険料が決定をしたため、低所得者の保険料軽減負担金として、国、県、町が負担する額が決まったので、その額を第 1 号被保険者保険料から減額して、保険料の調定額を調定したものとのことでございます。

あと、そのページ、7 款 1 項 4 目の低所得者保険料軽減繰入金の 1,206 万 3,000 円の増額補正は、これも低所得者への保険料軽減負担金として一般会計で得た国費、県費の返済分を、町の負担分と合わせて介護保険料に充当する額として繰り入れを行ったものとのことでございます。

こちらの議案第 49 号も特に質疑の方はございませんで、全会一致でこちらにも可決すべきものとなりました。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてでございます。

こちらは、内容的には特に質疑もございませんで、例年の補正となっております。今回は、4 月の人事異動で、昨年まで水道の係長さんの方は 4 級であったそうですが、今年の異動で代わってきた方が課長補佐兼水道係長となったために 5 級に上がったそうで、その差額分の増額 214 万 9,000 円を計上したとの

こととございます。

当初予算を組む12月には現職員の分で予算の方を組むそうですが、通常、12月人事院勧告があるので、そのとき調整するのが、そこまでは調整するんですが、そこまでに足らなくなることが考えられるので、今回計上するものとのこととございました。

こちら、全会一致で可決すべきものとなりました。

以上16議案、産業建設厚生常任委員会に付託されされました16議案、全て全会一致をもちまして可決すべきものとなりましたことをご報告申し上げます。

以上で、報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

これで、常任委員長の報告および常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 11時 57分

再 開 13時 30分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論を行います。

初めに、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度黒潮町一般会計補正予算）の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第28号の討論を終わります。

次に、議案第29号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第29号の討論を終わります。

次に、議案第30号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第30号の討論を終わります。

次に、議案第31号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 31 号の討論を終わります。

次に、議案第 32 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 32 号の討論を終わります。

次に、議案第 33 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 33 号の討論を終わります。

次に、議案第 34 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 34 号の討論を終わります。

次に、議案第 35 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 35 号の討論を終わります。

次に、議案第 36 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 36 号の討論を終わります。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 37 号の討論を終わります。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 38 号の討論を終わります。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 39 号の討論を終わります。

次に、議案第 40 号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 40 号の討論を終わります。

次に、議案第 41 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 41 号の討論を終わります。

次に、議案第 42 号、黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定についての討論はありませんか。

山本君。

3 番 (山本久夫君)

反対ということで、討論させていただきます。

総務委員会でも、これは全会一致で否決ということになってます。ねえ、副町長。

それは、気持ち的には非常に分らんことはないんです。ただ、こういう町長がしたことによって、じゃあその責任が、任命権者から任命された副町長にそれだけの責任があるかというのは、到底この場合はないというような判断もあったことと思います。

それ以上に、私はこの組織として、こういうときにいかにその姿勢を示すかということを何とか表現したいと、表したいという、ものすごい気持ちからこの議案になった。

ただ、悲しいことに、そういう気持ちを議案、表す方法がどうしてもこういう方法しか議会の中ではないということで、出されたということは分かってます。

そうして考えたとき、町長を先頭に、政策とか行政執行の上で進捗（しんちょく）している間に、町民に多大な迷惑を掛けたとか、町に損失を与えたということであれば、事務執行する一番の事務方のトップである副町長が道義的責任というのはあるかもしれない。

でもこういうのは、まして公の町長であれ、もう内容は私的なことであって、その私的なことについて副町長が責任を負うという形になるというのは、とてもおかしい話になってくるんじゃないかと。

副町長をはじめ、職員の方の気持ちは十分分かります。こういう組織でこういう不祥事があったときに、襟を正して、再発防止も兼ねて、また前向きに進もう、取り組んでいこうという気持ちは十分、この議案を出したことによって、それは十分皆さんに伝わったんじゃないか。そういう気がします。

ですから、私はこれ以上、それ以上はもういいんじゃないかと。それ以上望むものはないから、もうこの議案は否決して当然じゃないかと思いますので、反対を致します。

以上です。

議長 (小松孝年君)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 42 号の討論を終わります。

次に、議案第 43 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 43 号の討論を終わります。

次に、議案第 44 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 44 号の討論を終わります。

次に、議案第 45 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 45 号の討論を終わります。

次に、議案第 46 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 46 号の討論を終わります。

次に、議案第 47 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 47 号の討論を終わります。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 48 号の討論を終わります。

次に、議案第 49 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 49 号の討論を終わります。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについての討論はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

この議案に反対する立場で討論致します。

第 3 条の第 2 号の、宿毛フェリーの宿毛佐伯航路を削るという、この項目については何の異論もないんですが、第 3 条の第 1 号はですね、看護系 4 年制大学の誘致という項目があります。

これは質疑でもちょっとお聞きしましたが、今、少子化時代でしてね、大学をつくるっていうことはほんとに現実味は、私は薄いと思うんです。

特にですね、ここは地の利も悪いですし、高知市付近の同じような学校があれば、そこに学生は取られると思います。たとえ学校をつくっても、それを経営していくということは非常に困難だし、一つはそういう意味では現実性がない。

そして、B の項目にですね、必要な経費を負担するとありますけど。実際こうなると、黒潮町も経費を負担していかなきゃならないと思うんですが、そういうときにほんとね、私は税金の無駄だと思って。でなかった場合はどうするのか、協定書に盛り込んでと。

そういう不安も持ちながらですね、この協定書の一分を変更する協定書ですね、それについて反対を致します。

議長（小松孝年君）

次に、賛成討論はありませんか。

山本君。

3 番（山本久夫君）

賛成の討論させていただきます。

ご存じのように、この条例とか制定、協定書だけではなく、幡多広域を含めていろんな協定を結んで、この幡多地域ではそれぞれの市町村が頑張ってます。

ある程度、今はコロナ禍で大変やけど、いろんな情報番組なんかを見ると、やっぱり今からは、田舎の良さというのは結構高くなってます。地方創生も今からは、やり方によっては伸びてくる。そういう時代にやはり大学も要るんじゃないかというのは、決して景気のいいときの、一極集中型の、都会への。そういう時代とはまた変わってくる、転換してくる時代がやってくる、というふうな気持ちもあります。

そうしたときに、やはりこうして幡多地域で一緒にやろうと。宿毛と、それと四万十市とね、一緒に力を合わせてやりましょうという傾向は、それはそれで結構じゃないかと。

それは実現は、それは先を見たら厳しいかもしれないけど、ある程度目標を持って幡多地域で共に動かなかったら、一個一個の市町村で力をやっても大変、こういう問題できないわけで。やはりそれ、広域できないとできないことがあるわけですから、やっぱりこういうことはしっかりと目標に持って動いていくことは大事やないかと。

これをなくしたらほとんどが、観光においても、全てにおいても、独自で頑張ったらいいいという終わりになってしまいます。そういうことはまず避けるべきで、必ず田舎は田舎で良くなる。そういう気がしますので、結構このことは現実味がある話になってくるんじゃないかと予感してますので、賛成したい

と思います。

以上です。

議長（小松孝年君）

次に、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承をお願いします。

初めに、議案第 28 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算）を採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第 29 号、令和元年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 30 号、令和元年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 31 号、令和元年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 32 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 33 号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 34 号、令和元年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 35 号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 35 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 36 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 37 号、令和元年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 38 号、令和元年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 39 号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを

採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 40 号、令和元年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 41 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第 42 号、黒潮町副町長の給料の特例に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は否決です。

この採決は、委員長の報告の否決に賛成を求めるものではありません。

本案は、原案についての賛成の方の挙手を求めるものです。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、議案第 42 号に賛成の方は、挙手願います。

挙手なしです。

従って、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり否決されました。

次に、議案第 43 号、黒潮町条例の用字、用語等の整備に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号、黒潮町人権尊重のまちづくり条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号、令和 2 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 45 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号、令和 2 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 46 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 47 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号、令和 2 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 48 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号、令和 2 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号、令和 2 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、四万十市及び宿毛市との定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更することについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 3、議員提出議案第 4 号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について、および議員提出議案第 5 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第 4 号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書についての提案趣旨説明を求

めます。

提出者、濱村美香君。

7 番（濱村美香君）

議員提出議案第 4 号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書について。

2016 年、妊娠から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援の方針が決定され、児童福祉法の一部を改正する法律が公布されました。

子育て世代への包括支援において切れ目ない医療が提供されるためには、全国全ての自治体で実施されている乳幼児医療費助成制度と同様の妊産婦医療費助成制度が求められます。

2018 年 12 月に成立した生育基本法の趣旨の実現と少子化対策の充実のために、少子化先進県である高知県においても妊産婦医療費助成制度が創設されるよう、強く要望します。

以上、妊産婦医療費助成制度の創設を求める意見書について高知県知事あてに提出しますので、趣旨をご理解の上ご賛同くださいますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 4 号に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第 5 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての提案趣旨説明を求めます。

提出者、中島一郎君。

13 番（中島一郎君）

議員提出議案第 5 号の意見書は、全国町村議会議長会の呼び掛けで、新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活の不安が続いています。

この中で、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されることから、地方税財源の改革を求める意見書となっております。

要望事項につきましては 5 項目ありまして、皆さま方の手元に配布をしておりますので、ご確認のほどよろしくお願いします。

以上により、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、衆参議院議長ほか、関係する 6 人の大臣となっております。

議員の皆さんの賛同をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議員提出議案第 5 号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、議員提出議案第 4 号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 4 号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第 5 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議員提出議案第 5 号の討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議員提出議案第 4 号、妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第 5 号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についての採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第 74 条の規定に基づき、お手

元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定しました。

町長職務代理者から発言を求められております。

これを許します。

町長職務代理者。

町長職務代理者(副町長 松田春喜君)

令和2年9月第11回黒潮町議会定例会、誠にお疲れさまでございました。

町長不在ではありましたが、1つの議案を除きまして23の議案につきましては認定、ご承認をいただきました。

本議会で賜りましたご意見を基に、住民福祉の向上に努めてまいります。

議長(小松孝年君)

これで、町長職務代理者の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年9月第11回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 06分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小松孝年

署名議員

矢野昭三

署名議員

宮地葉子